

3 . 開会挨拶

五味 廣文 金融庁長官

皆さん、おはようございます。本日は金融庁金融研究研修センター、それから慶応義塾大学経済学研究科・商学研究科連携 21 世紀 COE プログラム、この共同開催による国際コンファレンス、「アジア各国の金融利用者保護を支える法と経済」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。今日の会議はアジア各国の金融行政に携わる方々、或いはこの分野の有識者の方々と直接的に情報交換ができる機会として、非常に貴重な場であると考えています。この機会を利用して、金融利用者保護に対する各国での取組みの現状、或いは課題についてご報告いただき議論することによりまして、相互理解に役立てると同時に、日本の金融行政にも役立てていきたいと考えています。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

さて、日本の金融システムを巡る状況を見ますと、これまで最大の課題でありました不良債権問題の正常化を達成いたしまして、今後は金融資本市場の一層の改革と活性化を図り、金融システムの活力を引き出していくことが重要になってきています。これを金融行政の課題ということで引き直してみますと、プレーヤーである金融機関がその能力を遺憾なく発揮でき、利用者の側はそのプレーから生み出される果実を、安心感と信頼を持って享受できる、こういう金融システムを作るということになろうと思います。

その際、金融機関に対する利用者の信頼を確保して、金融・資本市場の公正を図ることが不可欠ですが、こうした観点から最近の状況を見ますと、残念ながら日本の場合多くの問題が生じています。例えば、保険金の不払いの問題、外国為替保証金を巡るトラブル、さらには上場企業による開示書類の虚偽記載、風説の流布などの不公正取引、そして TOB を巡る問題などです。また、証券取引所のシステムトラブルが頻発したというのも記憶に新しいところです。

法令順守ですとか、コンピューターシステムは、いずれも金融システムへの信頼の根幹を成す要素でございまして、ここに問題が生じた場合被害者は、利用者であったり消費者であったりするわけです。金融庁が昨年 7 月に新設しました「金融サービス利用者相談室」にも、1 日平均して 140 件以上もの相談が寄せられています。法令順守ですとか、リスク管理ですとか、こういったものに欠陥がある者には、結局のところマーケットに居場所がなくなるのだということを、官も民もよく肝に銘じていかなければならないと考えます。

こうした状況を踏まえまして、金融庁では現在、金融・資本市場の利用者の信頼を高めるなど、利用者保護に十分配慮した改革を進めております。とりわけ足元で注力しているのが、金融商品取引法（仮称）の制定でございます。

金融庁では、これまでも、既存の利用者保護の対象となっていない金融商品について、詐欺的な販売事例などが見られましたので、個別に利用者保護策の拡充のために、制度的な

手当てを行ってきました。例えば、2004年12月に証券取引法を改正しまして、組合型投資スキームへ証券取引法の規制を適用する、或いは、2005年7月に金融先物取引法改正によりまして、外国為替証拠金取引への規制を新たに導入しました。こういった例がありますけれども、最近でも例えば、多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドに関する被害事例の報道、或いは、一部の金融機関の取引先との金利スワップを巡る不適切な取引事例などに見られますように、既存の利用者保護法制には隙間がございます。幅広い金融商品について、横断的な利用者保護の枠組みを整備することが必要不可欠になっています。金融商品取引法の制定は、こうした観点から取り組んでいる施策です。

この法律の基本的枠組みにつきましては、同種の性格を有する法律を可能な限り統合するほか、消費者保護のために作られております金融商品販売法についても、その内容の見直しを行いながら、この法律に統合するという方向で検討を進めています。金融庁では、この金融商品取引法の早期法制化というのは、金融資本市場の構造改革を一層促進して、活力のある金融システムを創造していく上では、喫緊の課題であると考えております。現在開かれております通常国会に法案を提出できるように、現在全力で取り組んでいるという状況です。

こうした法律を制定していく過程では、当然のことですが、国際的なルールとの関係にも配慮をしていく必要があります。そうした意味で今回のコンファレンスというのは、意義深いものであると考えております。

この点の他に、金融犯罪防止や被害者救済といった観点から、先月、預金者保護法というのが施行されておまして、わが国の金融利用者保護を支える制度も、着実に一つ一つ整備されてきております。わが国の金融利用者保護の状況ということにつきましては、後ほどの各国報告の際にも、上智大学の小塚教授、或いは当庁の杉浦研究官から詳細の報告があるかと思えます。

本日のコンファレンスのご議論が皆さんの今後のお仕事、研究に役立つことを強く期待しておりますし、また各国の金融利用者保護の充実に資するものになれば幸いです。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。ありがとうございました。